

北海道深川西高等学校生徒会会則

第 1 章 総則

第 1 条 本会は北海道深川西高等学校生徒会と称す。

第 2 条 本会は北海道深川西高等学校の全生徒を会員とする。

第 3 条 本会は北海道深川西高等学校生徒が相互の理解と協力によって学校生活の自主的向上を図り、生徒の福祉を増進すると共に民主主義の精神に徹し、健全な社会人としての体位を涵養し教養と個性を高めることを目的とする。

第 4 条 本会は前条の目的を達成するために次の行動を行う。

- (1) 自主的学校生活の実践
- (2) 学校文化の研究と発表
- (3) 体育運動の実施
- (4) 社会に貢献するための活動

第 2 章 組織および機関

第 5 条 この会は目的達成のため次の機関をおく。

- (1) 生徒大会
- (2) 代議員会
- (3) 執行委員会及び運営会議
- (4) 監査委員会
- (5) 選挙管理委員会
- (6) ホームルーム
- (7) 内局
- (8) 外局
- (9) クラブ及び同好会

第 3 章 生徒大会

第 6 条 生徒大会は本会の最高議決機関である。

第 7 条 次の事項は生徒大会の議決を必要とする。

- (1) 行事計画と予算の決定及び決算の承認
- (2) 会則の改廃

(3) 本会の解散

第 8 条 定例大会は毎年度 2 回開催する。また、臨時大会は次の場合開催する

- (1) 会員の 5 分の 1 以上の署名による要求があったとき。
- (2) 代議員会からの要求があったとき。
- (3) 会長が必要と認めたとき。

第 9 条 生徒大会は会長の名で招集する。

第 10 条 生徒大会は会員の 3 分の 2 以上の出席で成立し会員総数の過半数の賛成をもって議決される。但し本会の解散は会員総数の 3 分の 2 以上の賛成をもって議決される。尚、3 年生が家庭学習期間の場合は 1, 2 年生を総数とする。

第 11 条 生徒大会の正副議長はその都度出席会員の推薦と承認を得てこれに当たる。ただし、副議長は 2 名以内とする。

第 4 章 代議員会

第 12 条 代議員会は生徒大会に次ぐ議決機関である。

第 13 条 代議員会議長は代議員会の議事運営をつかさどる。

第 14 条 代議員会は代議員会議長が必要に応じて招集する。招集にあたり議長は監査委員会にその旨を知らせなければならない。

第 15 条 代議員会は次の場合に開催することができる。

- (1) 代議員 3 分の 1 以上の要求があるとき。
- (2) 会長の要請があるとき。
- (3) 代議員会議長が必要と認めたとき。

第 16 条 代議員会は各ホームルームより 1 名選出された代議員によって組織される。

第 17 条 代議員はホームルームの意見を尊重し全会員の代表として活動する

第 18 条 代議員会は 3 分の 2 以上の出席で成立し、全代議員の過半数の賛成で議決する。

第 19 条 代議員会議長は副議長 1 名を指名し代議員会で承認する。

第 20 条 代議員会は次の事項を審議議決する。

- (1) 各機関の細則の設定または改正に関して審議し、承認する。

- (2) 年度予算を審議の上、原案を決定し、生徒大会に発議する。
- (3) 会務の処理及び執行に関すること。
- (4) 本会則の改正に関して審議し、3分の2以上の賛成をもって生徒大会に発議する。
- (5) クラブ、同好会、外局の設置、新設及び廃止に関すること。
- (6) 特別委員会の設置及び運営に関すること。
- (7) 監査委員会からの報告の処理
- (8) その他、本会会則に明文なき事案の処理に関すること。

第21条 代議員会は必要に応じ会長、副会長、書記局長、会計局長及び各委員会の委員長等の出席を求めることができる。

第22条 生徒大会にかけける議案は代議員会の審議を経ることを要する。

第5章 執行委員会および運営会議

第23条 執行委員会は本会の執行機関である。

第24条 執行委員会は会長、副会長、書記局長、会計局長及び学芸委員長、生活委員長の6名により構成される。

第25条 執行委員会は会長が招集する。

第26条 会長は本会の業務および行事遂行のため次の機関を設ける。

- (1) 運営会議
- (2) 特別委員会

第27条 執行委員の任務

- (1) 会長は本会を代表し会務を処理し、又執行委員会の長である。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故があった時はその任務を代行する。
- (3) 書記局長は書記局の長としてそれを統轄する。
- (4) 会計局長は会計局の長としてそれを統轄する。
- (5) 学芸委員長、生活委員長は各ホームルームより選出された係を招集し運営会議を組織し、業務にあたる。

第28条 運営会議は各ホームルームから選出された規律係2名、厚生係男女各1名、体育係男女各1名、学芸係2名のいずれかにより目的に応じて構成される。

第29条 運営会議の任務

- (1) 本会の行事、日常活動についての企画、立案、運営を行う。

(2) 学校生活における問題点および課題の解決にあたる。

第30条 特別委員会について

(1) 特別委員会は行事および業務遂行のため、その都度代議員会の承認を得て組織される。

(2) 特別委員会は各ホームルームより選出された委員により構成され、執行委員会の指示により活動する。

(3) 特別委員会は業務終了時をもって会長の承認の後解散する。

第31条 執行委員会、運営会議及び特別委員会はその開催にあたり、監査委員会にその旨を知らせなければならない。

第6章 内局

第32条 内局は執行委員会直属の業務機関である。

第33条 書記局は書記局長から委嘱され代議員会で承認された若干名の書記局員で構成される。

第34条 書記局の任務

(1) 生徒会の記録の整備、保管文書の授受、および保管。

(2) 運営会議、各委員会開催の連絡調整。

(3) 生徒会備品の整備、保管、および管理。

(4) 生徒大会の準備。

(5) 庶務及び慶弔に関すること。

第35条 会計局は会計局長から委嘱され代議員会で承認された2名の会計局員で構成される。

第36条 会計局の任務

(1) 生徒会予算の管理及び執行に関すること。

第37条 会計局は各クラスの会計を必要に応じて招集できる。

第7章 監査委員会

第38条 監査委員会は公選による監査委員長1名と各ホームルームより1名選出された委員で構成する。

第39条 監査委員会の任務

- (1) 生徒会各機関の執行状況についての監査を行う。
- (2) 生徒会予算執行についての監査を行う。
- (3) 監査の結果は会員に報告しなければならない。

第40条 監査委員は下記の権限を有する。

- (1) 質問権

審議内容・議事の進行及び出席調査に関して質問することができる。

- (2) 閲覧権

議事録・審議参考資料に関して閲覧することができる。

- (3) 勧告権

審議・決議内容が生徒会会則・各委員会細則に違反している場合、勧告することができる。会議の進行状態・出席状況・審議態度が悪い場合、勧告することができる。但し裁決についての権限は有しない。

第8章 選挙管理委員会

第41条 次の役員はこれを会員全体による公選とする。

会長1名、副会長1名、書記局長1名、会計局長1名、学芸委員長1名、生活委員長1名、代議員会議長1名、監査委員長1名

第42条 生徒会に関する一切の選挙は、生徒会選挙規約に基づき選挙管理委員会が行う。

第43条 選挙管理委員会はホームルームより1名選出された選挙管理委員より構成され、委員長は互選による。

第9章 クラブおよび同好会

第44条 会員は各自の希望により1クラブのみ加入できる。(外局との重複は、顧問同士の了解のもとで、可能である。)

第45条 クラブの各年度の活動及び新設・休部・廃部は代議員会の承認を要する。

第46条 クラブに関することはクラブ委員会規約にもとづく。

第47条 クラブ委員会はその下に同好会を設ける事ができる。

第48条 同好会の活動はクラブに準じクラブ委員会の統轄下に入る。同好会に関することは同好会規程にもとづく。

第 49 条 クラブは時により生徒会代表として当該活動を行うが、同好会は単なる同好者の活動機関である。

第 50 条 会員はクラブと同好会を兼ねて加入することができる。

第 51 条 クラブ及び同好会は、年 1 回以上活動内容を発表する場を設ける。

第 10 章 ホームルーム

第 52 条 ホームルームは、本会を構成する基本単位であり、各ホームルームに所属する会員により構成される。

第 53 条 ホームルームは少なくとも次の役員を常設する。

議長 1 名、副議長 1 名、書記 1 名、会計 1 名

第 54 条 ホームルームは代議員会に提出する事項及び代議員会、各委員会より提出された議題を討議する。

第 55 条 ホームルームはホームルーム活動に関する生徒大会及び代議員会で議決された事項を実施し、各委員会より提出された事項を実行する。

第 56 条 ホームルームは独自の活動に関しては、会則に反しない限り独自の決定による。

第 57 条 ホームルーム役員の任務

(1) 正副議長はホームルームの決定事項の報告及び議題の連絡に当たりホームルームの議事を運営する。

(2) 書記はホームルームの議事に関する記録をとる。

(3) 会計はホームルームの金銭の出納に関することをを行う。

第 11 章 外局

第 58 条 外局は生徒会全体の福利機関である。

第 59 条 外局は同好者をもって組織し他の機関からの牽制を受けない。

第 60 条 外局として新聞会、図書局、放送局、吹奏楽局をおく。

第 61 条 外局は外局規約を設ける。それは代議員会の承認を必要とする。

第 62 条 外局は局長及び会計をおく。

第 12 章 役員とその任期

第 63 条 本会には次の役員をおき、その任期は次の通りとする。

- (1) 会長・副会長・書記局長・会計局長・学芸委員長・生活委員長・代議員会議長・監査委員長の任期は、10月1日から翌年9月30日までの1年とする。
- (2) 選挙管理委員会の委員の任期は4月1日から翌年3月31日までの1年とする。
- (3) 書記・会計・代議員・運営会議の各係・監査委員・クラブ委員長・各クラブ代表委員・外局局長の任期は前期4月1日から9月30日まで、後期10月1日から翌年3月31日までの各半年とする。

第64条 前条の役員は兼任しないことを原則とする。

第13章 リコール制

第65条 会長、副会長、書記局長、会計局長、学芸委員長、生活委員長、代議員会議長、監査委員長に対して、会員の4分の1以上のリコール請求署名があれば選挙管理委員会は信任投票を行わなければならない。

第66条 前条の信任投票の結果、全会員の過半数の不信任があれば解任される。

第67条 第65条以外の役員のリコールについては、それぞれの選出母体において決定し、会長及び選挙管理委員会に報告する。

第68条 前各条により欠員が生じた場合、選挙管理委員会は直ちに補欠選挙を行う。

第14章 財政

第69条 本会の経費は会費、入会金、寄附金及び臨時金をもって経理する。

第70条 前条の資金は、本会の全般にわたる事項及び各委員会の活動及び施設の充実にあてる。

第71条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第72条

- (1) 本会の入会金は1,000円とする。
- (2) 本会の会費は年額17,600円とする。

第15章 その他

第73条 生徒会のすべての会合は公開を原則とするが、会の決定により非公開とすることができる。

第74条 本会に、クラブ委員会規約、生徒会選挙規約及び各外局規約をおく。

第 75 条 前条のほか生徒会の各機関は細則を設けることができる。

第 76 条 大会派遣規程、大会派遣旅費規程及び慶弔費規定は別にこれを定める。

第 77 条 本会則に明文なきときは代議員会が決定する。

第 78 条 本会則の改廃は生徒大会の議決による。但し単なる字句上又は手続的事項の改正については代議員会で決することができる。

付 則 本会則は昭和 53 年 4 月 1 日より施行する。

本会則は平成 8 年 11 月一部改正する。

本会則は平成 9 年 5 月一部改正する。

本会則は平成 10 年 3 月一部改正する。

本会則は平成 15 年 3 月一部改正する。

本会則は令和 5 年 11 月一部改正する。